平成２４年（フ）第９６４号
福岡市東区千早５丁目31―18オリエントビル87―1002号
債務者　上杉　千春（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０２９号
福岡市西区今宿１丁目５番14―306号
債務者　宗　　隆二
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０４２号
福岡市西区拾六町３丁目５番８号
債務者　黒川なほ子（旧姓小木野）
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０４４号
福岡市西区横浜３丁目16番９号
債務者　筒井　近子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０４９号
福岡県太宰府市観世音寺２丁目13番56号アーバンライフ観世Ｂ201号
債務者　力丸　章子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０９３号
福岡県糟屋郡粕屋町原町２丁目１番12号フラーリッシュ原町402号、住民票上の住所福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2960番地１竹元ビル202号
債務者　小坪　山人
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１００号
福岡県筑紫野市二日市中央１丁目10番２―301号
債務者　鷲崎　教子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１０４号
福岡市東区筥松１丁目６番16号
債務者　倉重　熹子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１０９号
福岡市東区名島２丁目17番２―606号
債務者　杠　　彬
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１１８号
福岡市早良区飯倉３丁目39番29号
債務者　倉田ゆかり
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１４４号
福岡市東区和白東２丁目８番９号
債務者　山内美智子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１４６号
福岡県太宰府市五条４丁目15番29号　中野アパート201号
債務者　柴田　愛子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１５０号
福岡市東区香椎６丁目11番20号
債務者　吉塚　エミ
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１５２号
福岡県筑紫野市原田４丁目１番地２　クリスタルＷＡＫＡⅡ105号
債務者　杉山　健一
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１６０号
福岡市東区奈多２丁目22番12号
債務者　渕上　久雄
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１６２号
福岡市博多区麦野５丁目13番32―105号
債務者　香月　　朗
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部